

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合規則第 3 号

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を
改正する規則

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和５２年小牧岩倉衛生組合規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「、扶養親族届（様式第１）により」を削り、同条第４項第２号中「１３０万円」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１５０万円）」を加える。

第１３条第１項中「、住居届（様式第２）により」を削る。

第１９条第２項及び第２０条並びに同条の表中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第２１条第１項中「、通勤届（様式第３）により」を削り、「同条同項」を「同項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第２号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第１３条第３項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第２項中「提示」の次に「又は第２４条の２に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第２２条中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第２３条第３項第１号中「第１３条第５項」を「第１３条第７項」に改める。

第２４条第１号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第２号中「同条第２項第２号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第３項第１号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第１号」を「同条第２項第１号」に改め、同条第３号中「同条第２項第２号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第３項第１号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第２号」を「同条第２項第２号」に改める。

第２４条の次に次の３条を加える。

（駐車場等の要件）

第24条の2 条例第13条第3項の管理者が規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第21条第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適切であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第24条の3 条例第13条第3項の規則で定める職員は、第24条第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第24条の4 条例第13条第3項第1号の管理者が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前

号アからウまでに定める額を合計した額

第25条の2第1項中「第4項各号」を「第4項」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条」の次に「、第26条の2第2項第2号」を加え、同条第4項中「第13条第3項」を「第13条第5項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第24条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）」、条例第13条第2項第2号に定める額（第24条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第13条第3項第1号に定める額の合計額（第26条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第13条第5項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第26条の2第1項中「第13条第4項」を「第13条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第13条第4項」を「条例第13条第6項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第24条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が45,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「運賃等相当額等が45,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合

15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び管理者の定める合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第26条の2第3項中「第13条第4項」を「第13条第6項」に改め、「ときは、」の次に「管理者の定めるところにより」を加える。

第26条の3第1項中「第13条第5項」を「第13条第7項」に改める。

第 3 1 条の 2 第 5 項中「管理職員特別勤務手当実績簿（様式第 4。以下「実績簿」という。）に記入し」を「管理職員特別勤務をした月日等の必要な事項を記載した書面又は電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成し」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

（雑則）

第 4 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

様式第 1 から様式第 4 までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則第 7 条、第 2 1 条、第 2 3 条から第 2 4 条の 4 まで、第 2 5 条の 2、第 2 6 条の 2 及び第 2 6 条の 3 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。